

第30表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員  
 —試験観察の種類別行為時年齢別（うち前処分あり）  
 —全家庭裁判所

行為時年齢	試験観察の種類					
	総数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項			
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)	
					補 導 の み	身 柄 付 き
総数	1 042	92	620	13	113	204
14 歳 未 満	18	3	11	1	1	2
14 歳	106	9	80	-	8	9
15 歳	146	14	86	3	21	22
16 歳	212	16	132	2	24	38
17 歳	220	12	121	2	29	56
18 歳	221	20	127	3	21	50
19 歳	119	18	63	2	9	27
20 歳 以 上	-	-	-	-	-	-
年 齢 不 詳	-	-	-	-	-	-
うち前処分あり 5)						
総数	473	33	285	5	36	114
14 歳 未 満	-	-	-	-	-	-
14 歳	15	-	13	-	1	1
15 歳	45	3	23	2	4	13
16 歳	110	11	70	-	9	20
17 歳	111	4	65	1	11	30
18 歳	125	7	77	2	5	34
19 歳	67	8	37	-	6	16
20 歳 以 上	-	-	-	-	-	-
年 齢 不 詳	-	-	-	-	-	-

1) 家庭裁判所調査官の観察に付すること。  
 2) 家庭裁判所調査官の観察と併せて遵守事項を定めてその履行を命ずること。  
 3) 家庭裁判所調査官の観察と併せて条件を付けて保護者に引き渡すこと。  
 4) 家庭裁判所調査官の観察と併せて適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。  
 5) 第19表脚注2) 参照